

# 提 言 書

平成28年10月5日

生駒市人権施策審議会

平成28年10月5日

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市人権施策審議会  
会 長 伊賀 興一

いわゆるヘイトスピーチ規制法施行による生駒市の対応検討視点について（提言）

標記の件について、生駒市人権施策審議会は次のとおり提言する。

## 記

### 第1 審議の概要

#### 1 審議の経過

##### (1) ヘイトスピーチ法についての市の対応策について

ア 第1回会議 平成28年8月4日（木）

イ 第2回会議 平成28年9月1日（木）

### 第2 審議の結果

#### 1 別紙参照

## いわゆるヘイトスピーチ規制法施行による生駒市の対応 検討視点について

### 1 ヘイトスピーチを巡る動き

2009年(平成21年)

12月以降 京都朝鮮学校襲撃事件

2010年(平成22年)

2月 京都地裁 在特会に対して京都朝鮮第一初級学校でのヘイトスピーチを禁じる仮処分決定

6月 京都朝鮮学園が在特会に対して損害賠償を求める民事訴訟を提起

8月 在特会のメンバーが威力業務妨害罪などで逮捕・起訴

2012年(平成24年)

2月 京都朝鮮学校襲撃事件の刑事事件の刑が確定

2013年(平成25年)

2月 東京の新大久保や大阪の鶴橋で差別街宣

10月 京都朝鮮学校襲撃事件の民事訴訟について、最高裁は上告を棄却し、在特会らに損害賠償義務があることを認める判断

2016年(平成28年)

1月18日 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例が成立

5月24日 **ヘイトスピーチ規制法成立**

6月2日 横浜地裁川崎支部 ヘイトデモを禁じる仮処分を決定

6月3日 **ヘイトスピーチ規制法施行**

7月1日 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例が施行

### 2 制定の背景

#### (1) 京都朝鮮学校襲撃事件

概要：「在日特権を許さない市民の会」（以下、「在特会」という。）のメンバー約30名が、2009年(平成21年)12月以降、数度にわたり、京都朝鮮第一初級学校でヘイトデモ（差別街宣）を行った事件。

これらに対しては、民事・刑事共に裁判となり、それぞれ在特会のメンバーに対して責任がある旨の判断がなされた。

## (2) 人種差別撤廃条約

### 【人種差別撤廃条約 第4条】

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

※日本は、1995年(平成7年)に加盟。ただし、(a)と(b)は留保。

## 3 規制法の概要

(1) 法律自体は理念法（罰則などがないもの）

(2) 目的 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。（第1条）

(3) 規制対象 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。（第2条）

(4) 規制内容 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(5) 相談体制、紛争の防止又は解決のための体制整備（第5条）

教育活動の実施・取組を行う。（第6条）

啓発活動の実施・取組を行う。（第7条）

地方公共団体

差別的言動の解消への取組に地域の実情施策を実施（第4条）

相談体制、紛争の防止又は解決のための体制整備に努める。（第5条）

教育活動の実施・取組に努める。（第6条）

啓発活動の実施・取組に努める。（第7条）

(6) 罰則はなし

4 規制法をめぐる論点

(1) 表現の自由との関係

※「内心における思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮する。その意味で、表現の自由はとりわけ重要な権利である。

表現の自由を支える価値は二つある。一つは、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるといふ、個人的な価値（自己実現の価値）である。もう一つは、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するといふ、民主政に資する社会的な価値（自己統治の価値）である。表現の自由は、個人の人格形成にとっても重要な権利であるが、とりわけ国民が自ら政治に参加するために不可欠の前提をなす権利である。」（芦部・高橋補訂「憲法」）

【法規制慎重論】

(ア) 一定の人にとって不快でも、権力が不快かどうかを判断することになれば、権力に批判的な運動の規制に濫用される危険がある。

(イ) 不明確な基準によって言論活動を規制すると萎縮効果が大きい。

(ウ) 法規制によっては差別する人の気持ちは変えられないので、教育や啓蒙によって対処すべきである。

(エ) ヘイトスピーチに対しては言論によって対抗すべきである。（対抗言論）

【法規制推進論】

(ア) ヘイトスピーチは、マイノリティの自己実現の機会を奪い、沈黙を強いるもので、社会的な排除を目的としており、問題を議論により解決するという民主主義社会の基盤を崩壊させるものであり、濫用の危険があるからといって規制の必要がないとは言えない。

(イ) 対抗言論は有効に機能しない。

(ウ) 濫用の危険は、マイノリティに対する差別的言論に限定することで、相当程度回避できる。

## (2) 定義をめぐる議論

### 【ヘイトスピーチ規制法】

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

◎対象から外れる表現は

#### ① 違法に在留する者への差別的言動

→「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」でない者

#### ② 日本人に対する差別的言動

#### ③ 性別・職業・宗教を理由とする差別的言動

## 5 生駒市における対応について

### (1) 市による相談体制の整備について

ヘイトスピーチによる被害を受けた結果、強い精神的な圧迫を受けた場合には、通常の社会生活を送ることが困難となるケースもあり、実際、当市でも、ヘイトスピーチによる被害事例も存在していることから、当市として、何らかの対応が必要となる。

この点、少なくとも当市において、ヘイトスピーチ被害に対応する部署を予め定め、専門的な知識を有する相談員を配置することは検討されるべきである。必要な要綱や指針については、今後、当審議会においても議論されることになる。

### (2) 被害者の支援

ヘイトスピーチによる被害の救済にあたっては、被害を受けた市民個人が、民事訴訟の提起によりその損害を回復することを求めたり、あるいは被害を受ける蓋然性のある市民個人が、これを未然に防止するため仮処分の申立を行うという手段をとることが効果的な場合もある。

このような場合に、当市が、裁判手続の費用を援助することは、検討に値する。もっとも、一般的な犯罪被害者に対する支援や、消費者被害などのその他の被害を受けた市民に対する支援との均衡もあるので、将来的な検討課題とすべきである。

### (3) 本市施設の利用制限

これまでの最高裁判例の動向を踏まえて検討するに、仮にヘイトスピーチを行う可能性を有する団体等から施設利用の許可を求められた場合に、直ちにこれを拒否することはできないと考えられる。

もっとも、当該団体等に施設を利用させることによって、極めて危険な事態が生じることが具体的に予見されるような場合には、例外的に許可をしないこともあり得るだろう。

### (4) 県への要望

被害を受けた市民からの申出を受け、当該言動がヘイトスピーチに該当するかどうかを判断し、さらに、当該言動を行った団体等の名称を公表するといった対応も、ヘイトスピーチによる被害を解消するための施策として考えられる。

もっとも、当市を含めた県下自治体における被害状況等に鑑みた場合、このような施策については奈良県において検討されるのが適当であると考えられる。したがって、当市としては、奈良県に対し、同趣旨の要望をすべきである。

※泉佐野市民会館事件(最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁)

市民会館の使用許可の申請を市が不許可としたことに関する事件。

最高裁は、市民会館条例に定める「公共の秩序をみだすおそれのある場合」について、「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべき」とし、その危険性の程度としては、「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」とした。その上で、当該不許可処分については、「グループの構成員だけではなく、本件会館の職員、通行人、付近住民等の生命、身体又は財産が侵害されるという事態が生ずることが、具体的に明らかに予見される」として同処分を違法ではないとした。